

タウンミーティングの参加者を募集します



市長が目指す市の将来像等について、市長自らの言葉で市民に伝え、市民と共に語り合う場として、「あきる野市タウンミーティング」を開催します。

▽テーマ (仮称) あきる野市のまちづくりについて

▽日時・会場

①10月3日(木) 午後6時30分～8時：五日市ファインプラザ第3研修室

②10月6日(日) 午後7時～8時30分：五日市地域交流センター第4・5・6会議室

③10月10日(木) 午前10時～11時30分：市役所5階503・504会議室

▽子育て世代・近年、転入された方限定

④11月2日(土) 午前10時～午前11時30分：あきる野子育てステーションこころの(あきる野ルピア2階)

▽対象 市内在住・在勤の18歳以上の方(④は、小学校就学前の子を養育している方が平成31年以降に市外から転入された方に限ります)

※申込者ご本人の参加に限ります。

▽定員 各回40人程度

▽申込み方法 9月5日(木)までに電話、メール、電子申請のいずれかで申し込んでください

電子申請

い。メールの場合は、名前、年齢、住所、電話番号、返送用メールアドレス、小学校就学前の子の養育の有無、参加希望日・会場を記載してください。

※④の方は、申込時に転入年をお伝えください。

※当日、保育を必要とされる方は、申込時にお子さんの年齢と人数、特別な配慮等が必要な場合はその旨をお伝えください(お子さんの年齢は、1歳から未就学児までです)。

▽申込み・問合せ 企画政策課 (直通558・1261、☎010101@akiruno-info.tokyo.jp)

海外へ転出する方は、国民年金に「任意加入」することができます

国民年金第1号被保険者は、海外転出日の翌日で資格喪失となりますが、20歳から65歳までの日本国籍の方は、海外に居住している間も国民年金に任意加入することができ(厚生年金保険の加入者を除く)。希望する方は、転出前に申し出てください。

※転出後の手続きも可能ですが、申出日から加入となるため、日付はさかのぼれません。

※任意加入した方が、海外居住期間に死亡したときや病気やけがで障がい状態になったときは、受給要件を満たせば、遺族基礎年金や障害基礎年金が支給されます。

▽持ち物 マイナンバーが確認

▽問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(☎042

20歳から60歳までの方が、帰国(転入)したときは、国民年金の強制加入被保険者となります(厚生年金保険の加入者を除く)。任意加入している方も、一時帰国などで国内に住所を有したときは、手続きが必要となります。詳しくは、お問い合わせください。

▽問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所(☎042

できる書類が基礎年金番号が確認できる書類、運転免許証などの本人確認書類

※保険料を口座振替で納付する方は預貯金通帳、届出印

海外から帰国したときは国民年金の手続きを忘れずに

令和6年度児童手当制度改正について

令和6年度児童手当制度改正により、令和6年10月分(12月支給分)から児童手当が変わります(表1のとおり)。

▽申請 次の方は、新規か額改定(増額)の申請が必要です。それ以外の方は、申請不要で新制度が適用されます。

①現在、児童手当・特例給付を受給しており、別居を理由に現制度の多子加算のカウント対象となっていない高校生年代の児童を監護している方(高校生年代児童の別居監護申立書を提出していない場合)(額改定(増額))

③市から児童手当・特例給付を受給しており、18歳に達した

年度末以降から22歳に達した年度末までの者に対して経済的負担がある場合で、その者を含め3人以上の児童を養育している方(額改定(増額))

※①の新規の場合、申請者は、父母のうち、主な生計維持者(所得の高い方)です。主な生計維持者が市外に住所を有している場合は、その住所のある自治体で申請する必要があります。また、公務員の方は、勤務先での申請が必要となりますので、勤務先にご確認ください。

※8月下旬に、市から児童手当・特例給付を受給している方とそれ以外の市内に住所を有する高校生年代以下の児童と同居している世帯主(又は父母)にお知らせを送付予定です。

▽申請期限 10月31日(木)まで

▽申請・問合せ こども政策課 手当助成係

のキッズ Web

ります。詳しくは、お問い合わせください。

▽必要書類・申請方法 申請が必要な方の必要書類と申請方法の詳細については、市ホームページ(るのきッズWeb)をご確認ください。申請は、窓口でも受け付けますが、返信用封筒による郵送か電子申請による申請にご協力ください。

表1 児童手当制度改正表

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分以降)
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方	高校生年代までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方
所得制限	所得制限限度額・所得上限限度額あり	所得制限なし
手当月額	・3歳未満：15,000円 ・3歳から小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ・中学生 一律：10,000円 ・所得制限限度額以上、所得上限限度額未満：5,000円	・3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳から高校生年代まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給回数	年3回(2月・6月・10月)	年6回(偶数月)
多子加算のカウント対象	18歳に到達した年度末まで	22歳に到達した年度末まで(大学生年代)(※)

※大学生年代の多子加算のカウント対象となるのは、児童手当受給者が当該児童の生活費等を経済的に負担しており、養育している場合のみ人数に含まれます(自立して生活を営んでいる等の場合は対象外です)。

市議会9月定例会議

9月定例会議予定表

月 日	会議名	内 容
8月27日(火)	本会議(初日)	議案審議など
9月 3日(火)	本会議(2日目)	一般質問
9月 4日(水)	本会議(3日目)	
9月 5日(木)	本会議(4日目)	
9月 6日(金)	本会議(5日目)	
9月10日(火)	総務委員会	
9月11日(水)	環境建設委員会	付託案件審査など
9月12日(木)	福祉文教委員会	
9月18日(水)	決算特別委員会	
9月19日(木)	決算特別委員会	
9月20日(金)	決算特別委員会(予備日)	
9月26日(木)	本会議(最終日)	委員長報告、議案審議など

*午前9時30分から開会します。
*会議の日程等は、変更になる場合があります。事前にお問い合わせください。
*請願・陳情の提出期限は、8月20日(火)です。

▷問合せ 議会事務局

8・30・3410)

マル障受給者証が更新されます

現在お持ちのマル障(心身障害者医療費助成)受給者証の有効期限は、8月31日までです。新しいマル障受給者証は、所得などの審査後、対象となる方には、8月末までに送付します。

▽対象 身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級まで)、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

※表2の所得制限基準額を超える方、65歳以上で初めて対象の障がいになった方、後期高齢者医療制度加入者で住民税が課税されている方、生活保

表2 所得制限基準額

扶養親族などの数	基準額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円

護を受けている方などは対象外です。
▽問合せ 障がい者支援課障がい者相談係